

建設緑政局指名業者選定委員会要綱

平成 13 年 9 月 21 日
13川建庶第730号局長専決

最近改正 平成24年10月1日

(趣旨)

第1条 建設緑政局において、一般競争入札によるものを除き、指名競争入札又は随意契約(100万円以下を除く。)により委託契約等を締結するものについては、契約事務の公正かつ的確な執行を図るため、別に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。ただし、随意契約のうち川崎市契約規則第24条の2に定める契約の場合は、次条に定める指名業者選定委員会の審議の対象にしないものとする。

(指名業者選定委員会)

第2条 指名業者の選定、その他必要事項を審議するため指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の名称、委員及び所掌事務は次のとおりとする。

名 称	委 員	所 管 事 務
第1指名選定委員会	◎ 局長 総務部長 計画部長 緑政部長 等々力緑地再編整備室長 道路管理部長 道路河川整備部長 自転車対策室長 庶務課長 技術監理課長	概算金額が2,000万円を超える委託契約等に関する指名業者を選定すること
第2指名選定委員会	◎ 総務部長 計画部長 緑政部長 等々力緑地再編整備室長 道路管理部長 道路河川整備部長 自転車対策室長 庶務課長 技術監理課長	概算金額が2,000万円以下の委託契約等に関する指名業者を選定すること

(委員長)

第3条 委員長は、第1指名選定委員会においては局長とし、第2指名選定委員会においては総務部長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、第1指名選定委員会にあっては総務部長が、第2指名選定委員会にあっては計画部長がその職務を代理する。

(指名選定基準)

第4条 委託契約等について指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 過去の本市における委託業務に係わる成績の良否
- (3) 他に受託している業務の進捗状況
- (4) 当該委託業務等を遂行するための技術的適性

(指名業者選定依頼等)

第5条 事業執行課長は、建設緑政局での指名競争入札による委託業務等を執行しようとするとき又は必要事項の審議を必要とするときは、事前に指名業者選定依頼書(第1号及び第3号様式)又は随意契約依頼書(第5号及び第7号様式)に関係書類を添えて該当する委員会の委員長あて提出しなければならない。また、随意契約依頼書については、随意契約理由書(第9号様式)に関係書類として提出しなければならない。

(プロポーザル方式)

第6条 委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)の規程を適用し、技術提案書に基づく審査により業者を特定しようとするときは、事前にプロポーザル方式依頼書(第11号様式)に関係書類を添えて該当する委員会の委員長あて提出しなければならない。

2 プロポーザル手続きに関する規定は、別途定めるところによる。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員(委員長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議開催について指名選定委員会議事録(第2号、第4号、第6号、第8号)又はプロポーザル承認議事録(第12号様式)を作成し、事務局で保管する。

(関係職員の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(持回り議決)

第9条 委員会は、緊急を要するとき、又はやむを得ない事情により会議を召集することができないときは、持回り議決書(第10号様式)により議決することができる。(ただし、随意契約する場合及びプロポーザル方式による場合を除く。)

2 前項の措置を講じたときは、次に開催する委員会においてその内容を報告しなければならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成14年1月23日付、13川建庶第1132号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成15年4月25日付、15川建庶第125号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年4月15日付、17川建庶第108号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年5月26日付、17川建庶第273号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日付、18川建庶第647号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月20日付、18川建庶第1201号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成21年1月28日付、20川建庶第1527号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日付、22川建庶第14号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月1日付、24川建庶第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月1日付、24川建庶第670号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。